

第 6 期加茂市障害者計画
(含 加茂市障害福祉計画・障害児福祉計画)

加 茂 市

令和 3 年 3 月

「障がい」の表記方法について

障害の「害」の字の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の概要	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象範囲	2

第2章 重点課題・目標

1 心のバリアフリー化の推進	3
2 障がいのある人たちの地域生活を支援する施策の充実	3
3 幅広い障がいを対象にした支援のために	3

第3章 加茂市障害者計画

1 計画の基本方針と基本理念	4
2 施策の方向性と取り組み	5
(1) 理解・交流の促進	5
(2) 生活支援の充実	5
(3) 住みやすい環境整備の推進	6
(4) 自立や社会参加の促進	7
(5) 保険・医療	8

第4章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

1 令和5年度までの目標値	9
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能強化・充実	11

(4) 福祉施設から一般就労への移行等	-----	12
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	-----	15
(6) 発達障がい児・者への支援	-----	16
(7) 相談支援体制の充実・強化等	-----	17
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	--	18
2 障害福祉サービス等の利用状況と見込量	-----	19
(1) 訪問系サービス	-----	20
(2) 日中活動系サービス	-----	24
(3) 居住系サービス	-----	32
(4) 相談支援サービス	-----	34
(5) 地域生活支援事業	-----	36
3 障がい児福祉サービスの利用状況と見込量	-----	45
(1) 障がい児支援	-----	45

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	-----	50
(1) 訪問系サービス	-----	50
(2) 日中活動系サービス	-----	50
(3) 居住系サービス	-----	50

資料編

加茂市内の施設等	-----	52
第6期加茂市障害者計画の策定体制について	-----	53